

平成28年 1月22日

河内長野市立健康支援センター及び三日市市民ホールの指定管理者の指定の取消し及び健康支援センターの臨時休館について

標記について、下記のとおり平成28年1月31日の経過をもって指定管理者を取消し、2月1日から健康支援センターを臨時休館しますので公表いたします。

(1) 施設の概要

- ①河内長野市立健康支援センター（担当：健康長寿部 健康推進課）
住所：河内長野市三日市町32番地の1（フォレスト三日市3階）
利用料金制による運営：利用料金については指定管理者の収入として収受する
- ②河内長野市立三日市市民ホール（担当：市民生活部 自治振興課）
住所：同上
使用料による運営：使用料については河内長野市が徴収する

(2) 指定管理者の概要

- ①名称：一般財団法人 健康管理・開発センター
代表者 理事長 時田 繁治
- ②本店所在地：大阪府八尾市弓削町南2丁目41番地
- ③設立：昭和47年2月26日
- ④従業員数：21人
- ⑤主な運営施設：八尾アスレチックセンター（直営）
クリーンピア21 フィットネスクラブ（直営）
クリーンピア21 屋内プール（柏羽藤環境事業組合から運営委託）
河内長野市立健康支援センター・三日市市民ホール（指定管理者）

(3) 指定期間

- ①第1期：平成17年7月29日～平成23年3月31日
※指定管理者申請団体 7社
- ②第2期：平成23年4月 1日～平成28年3月31日
※指定管理者申請団体 2社

(4) 指定管理者指定の取消について

・取消日 平成28年1月31日(日)

・取消に係る手続き

① 聴聞 平成28年1月19日

② 指定管理者指定取消通知日 平成28年1月20日。

・取消理由

①財団の公益費の滞納

平成27年11月分、12月分及び平成28年1月分の3ヶ月分もの公益費を滞納していた。

②財団による覚書の違背及び指定管理料の費消

このような状況を踏まえ、平成27年12月25日付けで概ね以下の内容の覚書を締結した。

(1) 本市からの指定管理料(22,598,380円)の支払を踏まえ、平成28年3月31日まで指定管理者として行うべき業務を、誠実に履行する。

(2) 平成27年11月分～平成28年1月分の公益費を、平成27年12月28日限り、三日市都市開発株式会社を支払うとともに、今後支払期限が到来する平成28年2月分及び3月分の公益費についても、期限までに確実に支払う。

(3) 公益費の代金の支払いを怠ったときは、時田繁治氏は、支払いを怠った公益費の金額を本市に支払うとともに、財団が本市に対して負担する債務について連帯して保証する。

しかしながら、27年12月28日午前9時ごろ、本市が指定管理料を財団の口座に振り込んだところ、時田理事長は、直ちにこれを別の口座に送金し、公益費の支払いに充てることなく、他の目的に費消した。

その上、同日に事実関係の確認のために時田理事長に連絡を取ったにもかかわらず、一切の連絡に応じなかった。

③財団が本件施設の管理を行えば今後重大な支障が生じること

そもそも公益費は財団が毎月、三日市都市開発株式会社に対して支払うべきところ、滞納は既に3か月分に達し、その額も2000万円を超える高額なものとなっていたため、本市としても公益費の滞納を解消し、施設の管理の適正を期すべく覚書を作成したものである。

しかし、財団は、公益費の滞納の解消のための唯一の原資となる本市の指定管理料を本市に何らの申出すらすることなく、他の目的に費消した。

したがって、今後財団が滞納している公益費の解消を図ることは到底期待できないばかりか、今後収納が予定されている平成28年2月分及び3月分の河内長野市立健康支援センターに係る会費について、これを収受したとしても、本件施設の適正な運営を行わない蓋然性は極めて高い。

(5) 今後の方針

①施設の臨時休館等

【健康支援センター】

- ・平成28年2月1日（月）から当分の間、休館
- ・平成28年4月1日からは次期指定管理者（HOSグループ）による運営

【市民ホール】

- ・平成28年2月1日から平成28年3月31日まで開館
- ・平成28年4月1日からは次期指定管理者（HOSグループ）による運営

②今後の対応

(1) 利用者及び市民への対応

- ・健康支援センター会員へのお知らせ及びお詫び
- ・市ホームページ及び市広報紙（2月号）によるお知らせ

(2) 指定取消に伴う手続き

- ・平成28年1月市議会臨時会
 - ・条例改正（指定管理者不在期間中の管理等の規定）
 - 「河内長野市立健康支援センター条例」
 - 「河内長野市立三日市市民ホール条例」
 - ・補正予算
- 28,056千円（内訳は下記のとおり [A+B]）

(3) 指定管理料の精算

指定管理者の取消に合わせて、（一財）健康管理・開発センターに対して、30日以内に精算報告を提出するとともに、支払済みの指定管理料との差額を市に返還することを指示した。

③損害額（概算）

- ・三日市都市開発株式会社から市に請求されている公益費滞納分（11月～1月分）
【約2040万円・・・A】
 - ・指定取消後の三日市都市開発株式会社への公益費（2・3月分）
【約760万円・・・B】
 - ・財団への支払済み指定管理料（2月～3月分）の要精算額
【約1500万円・・・C】
- 合計 約4,300万円

担当：健康支援センター = 健康長寿部 TEL0721-53-1111
三日市市民ホール = 市民生活部 TEL0721-53-1111